

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 21 年 7 月 16 日（木）

担当課：健康福祉部 生活援護課

件 名： DV 被害者への定額給付金等相当額支給事業について	
提出理由： DV 被害者等の生活の安定や子育てを支援する、標記事業の実施を決定したいため	
内 容： 1．事業の目的 配偶者等からの暴力により、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付金が受け取れない「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する被害者及び同伴する家族（DV 被害者等）に対し、定額給付金等相当額を給付し、DV 被害者等の生活の安定や子育てを支援する。 2．給付対象 DV 被害者等として公的機関に相談した事実及び何らかの支援を受けた事実が確認できる者で、定額給付金等の給付が受けられなかった者の内、次のいずれかの号に該当する者。ただし、大和市以外から本事業と同様の給付金の給付を受けている者は除く。 大和市の住民基本台帳又は外国人登録台帳に記録されている者で、市外に居住している者 大和市に居住している者で、居住地以外の場所に住民基本台帳又は外国人登録台帳が記録されている者	3．支給基準日 平成 21 年 2 月 1 日 4．給付額 ・定額給付金相当額 1 人：1 万 2 千円 - ただし、65 歳以上 18 歳以下：2 万円 ・子育て応援特別手当（20 年度版）相当額 3 歳以上 18 歳以下の子が 2 人以上いる世帯で、かつ第 2 子以降である小学校就学前 3 年間の子 1 人：3 万 6 千円 5．事業費概算 概算額 1,372,000 円 給付対象 を、10 世帯 30 人（子育て応援特別手当で重複 4 人）に、給付対象 を、13 世帯 33 人（子育て応援特別手当で重複 4 人）を想定。 財源は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当。 6．事業実施期間 平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月まで 7．事務所掌 個人情報の取扱い及び給付調査など、個々の状況に応じた対応が必要となることから、DV 相談を所管する生活援護課で事務を所掌する。
経 過 ・ H21.3 配偶者から逃れている DV 被害者等に、定額給付金等が届かないことが顕在化。 ・ H21.5 総務省から各自治体に対し、DV 被害者等に対する単独事業による給付について検討の依頼がある。	今後の予定 H21. 9 第 3 回議会 補正予算上程 9 末 実施要綱制定 H21.10 申請受付開始